

令和8年度
介護サービス事業所等に係る集団指導
(各サービス共通説明事項)

目 次

	項 目	頁
1	高齢者虐待の防止について	1
2	介護保険指定事業者等の事故発生時の報告について	6
3	高齢者福祉施設等の交通安全について	7
4	介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	8
5	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	12
6	介護職員処遇改善加算等について	15
7	情報公表制度について	18
8	経営情報の報告の義務化について	18
9	介護費減算の猶予措置について	20
10	熱中症の予防について	21
11	レジオネラ症対策について	22
12	介護員養成研修受講補助について	23
13	カスタマーハラスメント等対策の義務化について	24
14	介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について	28
15	佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」について	29
16	電子申請・届出システムについて	30
17	気象庁からのお知らせ	31
18	佐賀労働基準監督署からのお知らせ	31

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課



1 高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

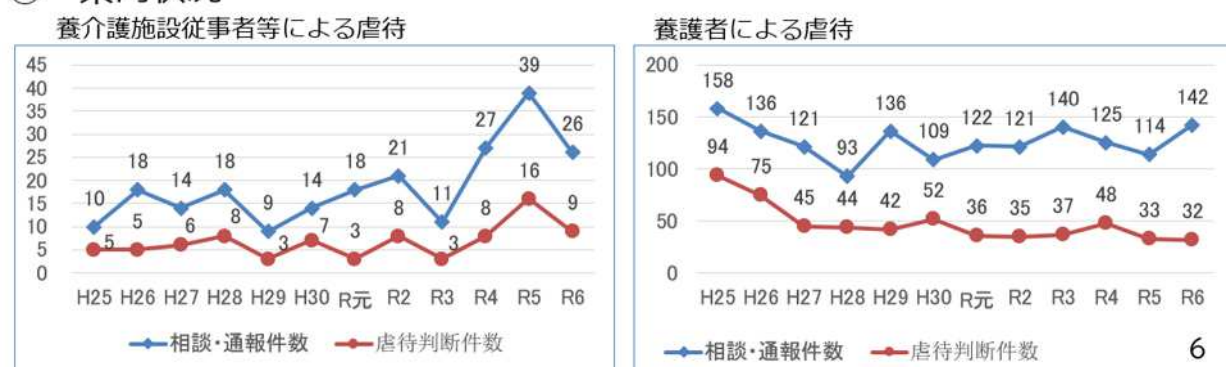
「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果によると、下の図のとおり、令和6年度の全国の養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報件数は **3,633件(令和5年度 3,441 件)**、虐待の事実が認められた件数は **1,220件(令和5年度 1,123 件)**、擁護者による相談・通報件数は **41,814件(令和5年度 40,386 件)**、虐待の事実が認められた件数は **17,133件(令和5年度 17,100 件)**でした。

また、令和6年度の佐賀県内の養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報件数は**26件(令和5年度39件)**、虐待の事実が認められた件数は**9件(令和5年度16件)**、擁護者による相談・通報件数は**142件(令和5年度114件)**、虐待の事実が認められた件数は**32件(令和5年度33件)**でした。

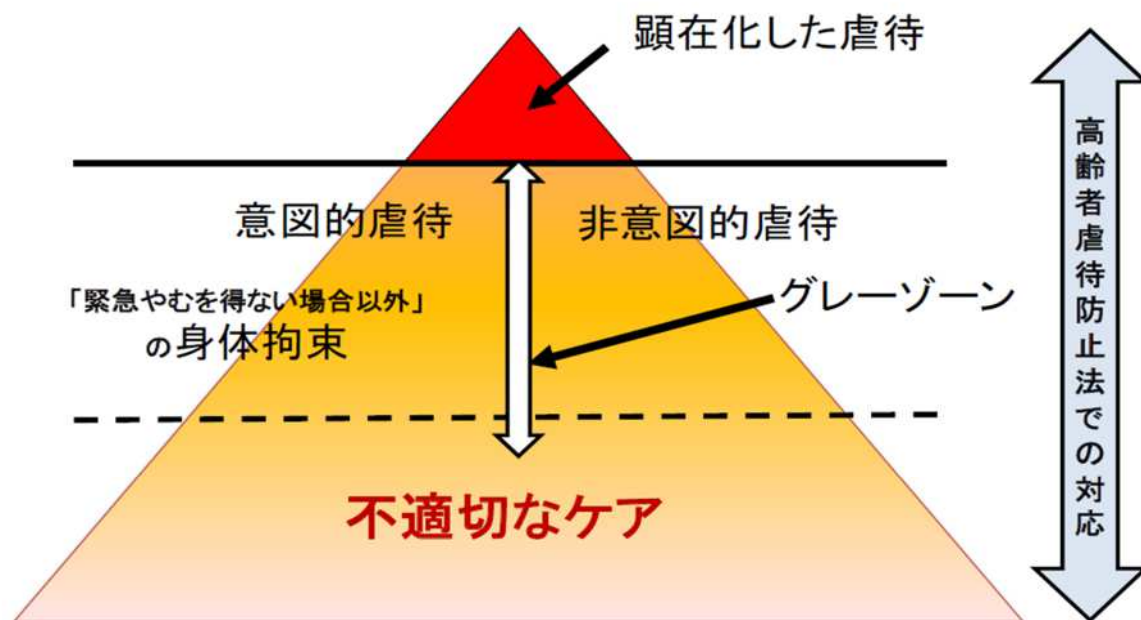
① 全国状況



② 県内状況



「高齢者虐待防止法」の対象範囲



(柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13を参考に作成

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者による高齢者虐待を、養介護施設に入所又は養介護事業を利用する高齢者に対して行う次の行為として規定しています。

身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる おそれのある暴行を加えること

介護・世話の放棄・放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

経済的虐待 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

高齢者虐待防止法の「虐待」は、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命・健康・財産が損なわれるような状態に置かれること」ととらえられています。

介護施設・事業所等の責務(高齢者虐待防止法)

- 養介護施設従事者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることの自覚、**早期発見努力義務**(第5条) ⇒「高齢者の権利を無視した行為の放置」は放棄放任にあたる。
- 養介護施設の設置者等は、**①従事者の研修の実施、②利用者又は家族からの苦情処理体制の整備、③その他従事者による高齢者虐待防止等のための措置**を講じるべき義務(20条)
- **養介護施設従事者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通知する義務**
・**通報義務>守秘義務(第21条)**
⇒ 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先
「**思われる**」で**通報できる(証拠、根拠は必要なし)**
- **通報等による不利益取り扱いの禁止**(第21条7項)
通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない
ただし、虚偽であるもの過失によるものを除く
- 通報した者を特定させる情報は洩らされない(第23条)
- 通報は、施設・事業所の所在地に対して行う。

身体拘束と高齢者虐待との関係

「**緊急やむを得ない場合**」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当

「**緊急やむを得ない場合**」として拘束が認められる**例外3要件**

1)切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

2)非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

3)一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

更に、以下のような適正手続きが求められる。

- ・個人ではなく組織として判断(「身体拘束廃止委員会」等での検討)
- ・本人や家族への説明(目的、方法、時間帯、期間等の詳しい説明が必要)
⇒「**家族の同意**」があれば例外3要件が必要ないということではない
- ・観察と再検討による定期的再評価
⇒ 必要がなくなれば、速やかに解除
- ・記録の義務付け(2年間保存)

身体拘束の例

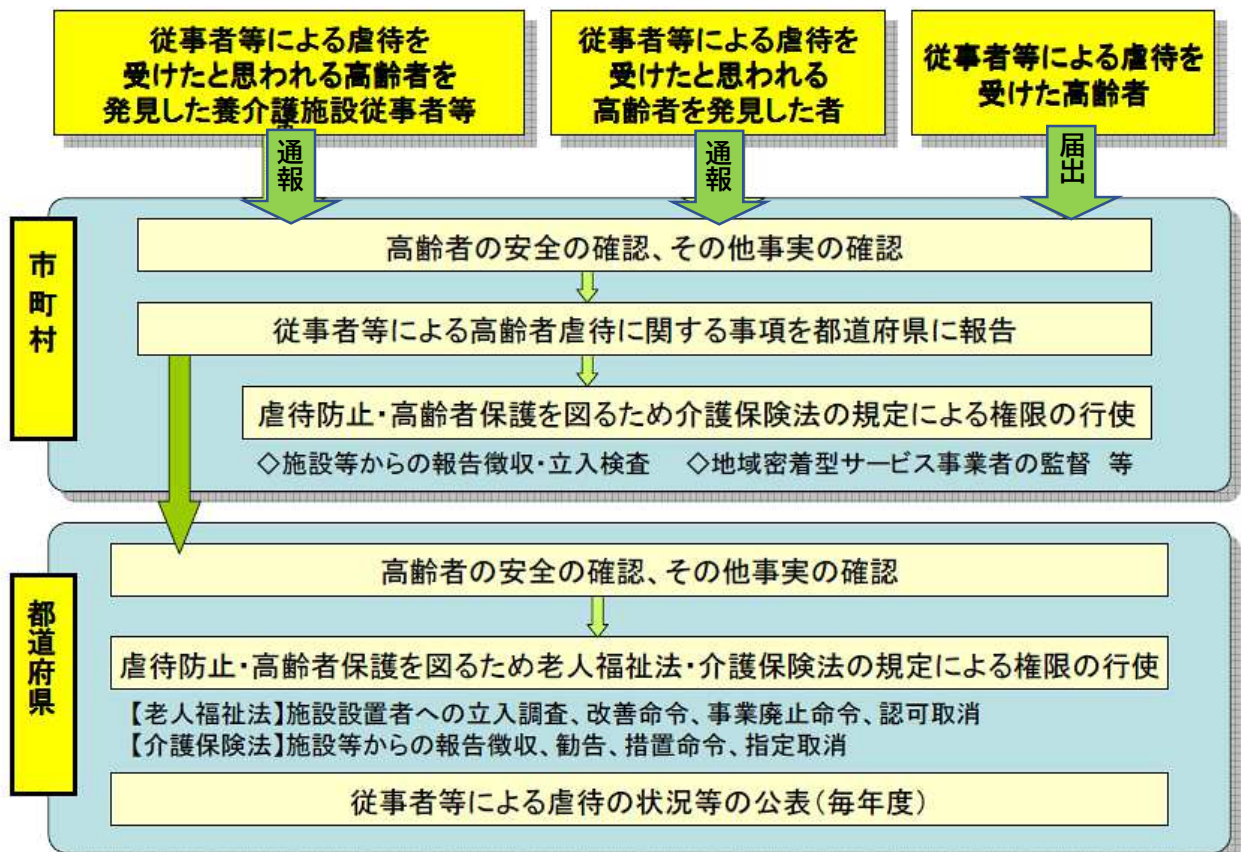
- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省「身体拘束 ゼロ作戦推進会議」発行)

介護施設従事者等による 高齢者虐待への対応

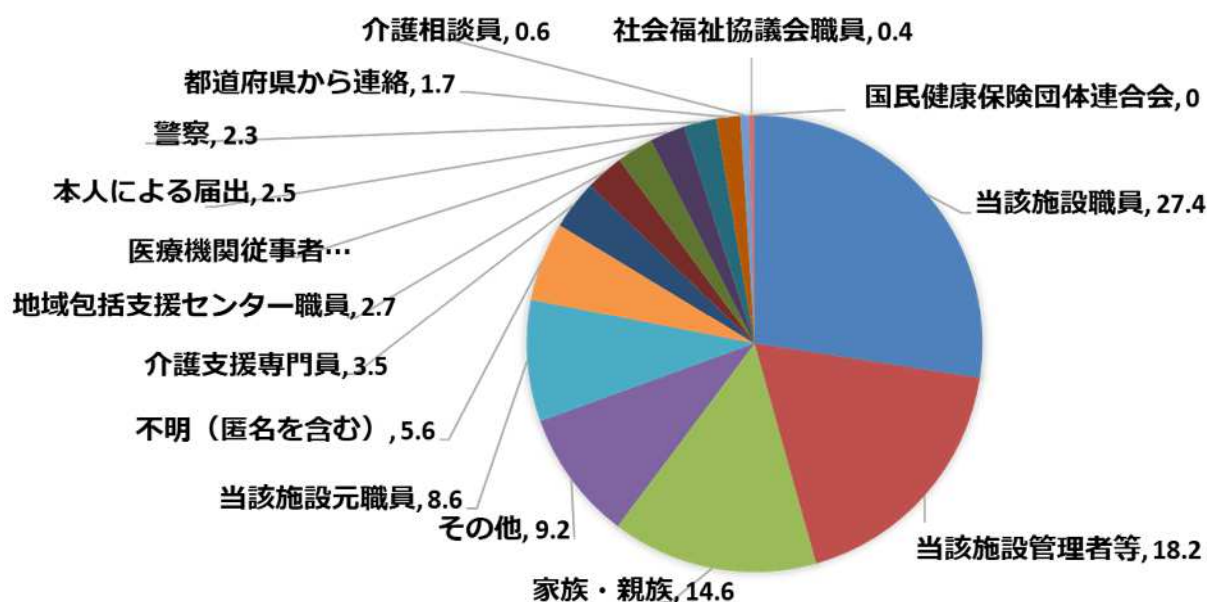
- ・高齢者虐待防止法に基づく養介護施設従事者による虐待の認定
 - ・介護保険法に基づく改善指導、行政処分
 - ・介護報酬における身体拘束未実施減算の適用(介護老人福祉施設 等)
- ※ 虐待事案については、国からも厳正な対応をするよう求められている。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応



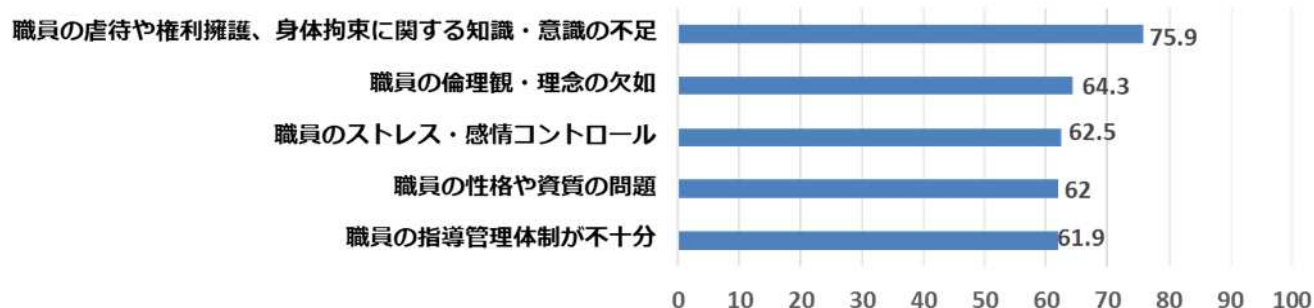
養介護施設従事者による高齢者虐待の 相談・通報者、発生要因

相談・通報者(R6 全国) %



発生要因(R6 全国) %

(1件の事例に対し、要因が複数ある場合、それぞれの該当事項に重複して計上)



令和 6 年度介護報酬改定に伴う運営基準(省令)の改正で、全ての介護事業所サービスを対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置が義務付けられました。

高齢者虐待防止研修について

佐賀県では介護事業者向けの虐待防止研修を行っています。
施設主任向け、初任者向け、施設長向けとそれぞれ開催します。開始時期が近づいた頃に、メールで事業所あてにお知らせいたしますので、ぜひご参加ください。

2 介護保険指定事業者等の事故発生時の報告について

利用者又は入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに各保険者へ報告してください。

(1) 報告が必要な事故について(一例;具体的には各保険者が設定)

① サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故の発生

「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれます。

事業者側の過失の有無は問わない。利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告が必要。

② 食中毒及び感染症、結核の発生

感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1、2、3及び4類、新型インフルエンザ等感染症。

5類(新型コロナウイルス感染症はここに含む)であっても、感染症が施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合には、報告が必要。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)

養護老人ホーム等(注:地域密着型サービス事業所等を含みます)の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村又は保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならないこと。

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合

ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

③ 職員(従業員)の法令違反、不祥事等の発生

利用者からの預り金の横領など利用者の処遇に影響のあるもの。

④ その他報告が必要と認められる事故の発生

- ・救急搬送された場合
- ・他者の薬を誤って服用した場合

(2) 報告書の様式

各保険者が定めていますので、ホームページ等を確認してください。

※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意してください。

※ 高齢者虐待と思われる事案が発生した場合には、各市町の高齢者虐待対応窓口に通報すること(養介護施設・事業所等の責務(高齢者虐待防止法)を参照)

(3) その他

保険者は、「死亡」、「治療に30日以上要する負傷・疾病」などの重大事故については、消費者安全法に基づき、消費者庁及び厚生労働省に通知することとなっています。

3 高齢者福祉施設等の交通安全について

県内では、令和2年6月に介護事業所からの送迎中に利用者3人が亡くなる交通死亡事故が発生し、令和5年度にも同様に、送迎中に利用者が亡くなる交通死亡事故が2件（令和5年 12 月 2人が死亡、令和6年2月 1人が死亡）発生しました。

このような事故を二度と発生させないために、佐賀県警察本部交通部交通企画課長から交通事故防止の取組について協力依頼があり、県からも各事業者あてに「**送迎車両利用の高齢者が被害者となる交通事故を防止するための取組の更なる推進について（令和5年（2023年）12月8日付け長寿第3562号の1）**」により各事業者の皆様へ依頼しております。

改めて、下記の点に御留意の上、交通事故防止の取組について改めて**全職員に注意喚起**するとともに、**運転する職員の健康管理等を確実に実施**し、交通事故の防止と利用者の安全確保により一層努めていただくようお願いします。

記

- 事業主、施設・事業所の管理者及び安全運転管理者等が、車両の運転者に対し、以下のことなどを繰り返し行っていく必要があること
 - ・ 交通ルールの遵守徹底や交通マナー醸成について指導する
 - ・ 高齢者を送迎していることの重要性、交通事故を起こした場合の責任の重大性について理解させる
- 車両の運転者は、交通ルールを遵守し安全運転に徹することを基本として、以下のことなどを確実に実施していかなければならないこと
 - ・ 高齢者の安全を預かっている認識での責任ある運転
 - ・ 時間帯、交通量、天候などに配慮した運転
 - ・ 同乗者の安全を確保するため、急ブレーキや急発進、急ハンドルを避ける
 - ・ 後部座席のシートベルト着用徹底等事故時の被害軽減措置を図る

交通安全講習を希望する場合、下記もしくは最寄りの警察署にご相談ください。
佐賀県警察本部交通企画課企画第一係（0952-24-1111 内線 5022）

4 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

平成28年9月9日付け
厚生労働省通知（要約）

（水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じるための留意事項）

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

1 情報の把握及び避難の判断について

- 介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。
- このため、災害時に市町村が発令する「高齢者等避難」等の情報を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。
- また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月19日付内閣府策定）において、「高齢者等避難」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難指示」においても、適切に行動すること。
- 特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

- 介護保険施設等は、「非常災害対策計画」を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。
- 非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形等)
 - ・災害に関する情報の入手方法(「高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認等)
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
 - ・避難を開始する時期、判断基準(「高齢者等避難発令」時等)
 - ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
 - ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
 - ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
 - ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
 - ・関係機関との連携体制等
-
- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。
 - 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。
 - 非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。
 - 非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

【参考となる資料】

国土交通省HP「要配慮者利用施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

「全国取り組み状況」

- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況

「避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材」

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き、様式、記載例、eラーニングテキスト

「お役立ち情報」

- ・水防法・土砂災害防止法の改正について
- ・避難確保計画作成の参考資料
- ・避難訓練実施報告書(様式例)
- ・洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト
- ・雨量・河川水位などの観測情報がリアルに把握できるサイト

非常災害対策計画は、必ず作成する必要があります

令和3年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた防災上の配慮を要する方々が利用する施設)の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施及び市町村長への報告が義務付けられています。

(参考資料) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf>

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

令和3年

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。(令和3年7月16日改正法施行)

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント(改正事項)

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③ **避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | |
|---|--|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター等 |
| <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・義務教育学校 ・特別支援学校 ・小学校 ・高等学校 ・高等専門学校 ・中学校 ・中等教育学校 ・専修学校(高等課程を置くもの)等 | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所等 |

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち(津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち)、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうようにしましょう**。
- 訓練後は振り返りを行い、**避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- 施設職員への防災教育のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3

適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト※**等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



（令和5年3月）

施設・事業所が被災した場合は、県及び市町に速やかに報告してください。

また、所在する地域において警戒レベル3（高齢者等避難）以上の警報が発令された場合等においても、あらかじめ定められた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に適切な対応（避難、屋内待機等）をとった上で、被災の有無に関わらず県及び市町に対して速やかに報告してください。

併せて、施設・事業所の災害対応マニュアル等においても、災害発生時の被災・避難状況の連絡先、内容等について更新いただくとともに、県や市町の連絡先を職員の目につく場所に掲示いただくようお願いします。

（「災害発生時における被災・避難状況の連絡について（依頼）（令和8年5月15日付長寿第606号）」を参照）

5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

【平成28年9月15日付け厚生労働省通知】

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを分けたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた

対応や交流を行っているか。

- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺的环境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策(そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む)
 - ② 対象物の強化(施設を物理的に強化して侵入を防ぐ)
例:玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。
防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。
防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交換する。
 - ③ 接近の制御(境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ)
例:道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。
敷地や建物への出入口を限定する。
 - ④ 監視性の確保(建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ)
例:夜間等、人の出入りを感じ取るセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。
植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。
防犯カメラを設置する。
- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備(例えば、電源設備など)への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等を行っているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。
- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2)不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。
 - ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
 - ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
 - ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
 - ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。

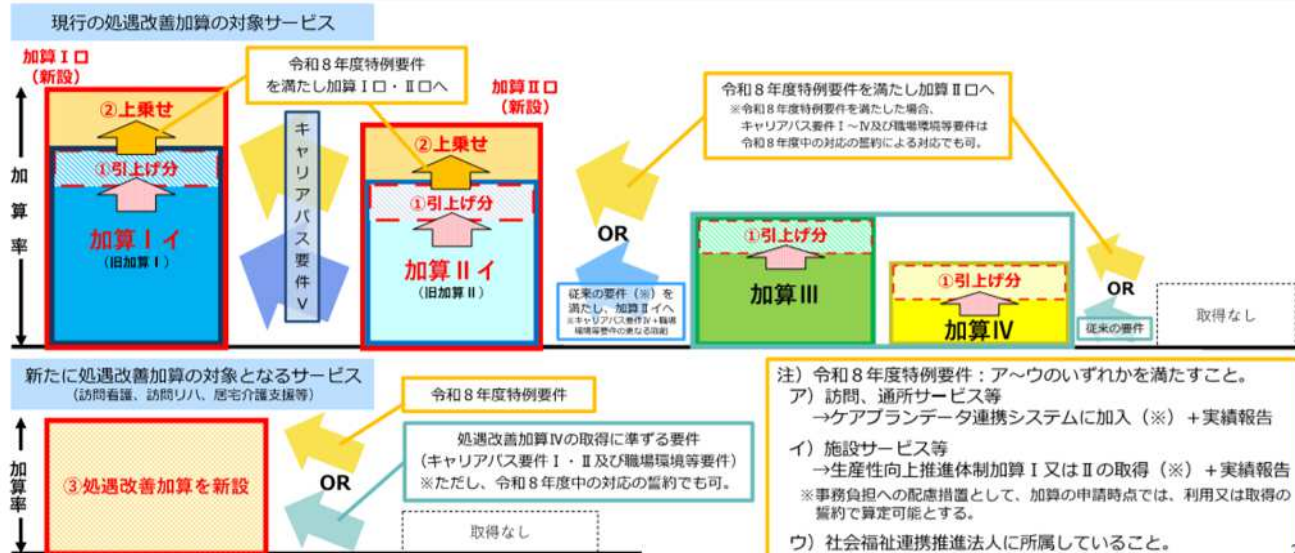
※ 上記の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましい。

6 介護職員等処遇改善加算について

概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。



取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善（職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み（キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円（キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員（キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組
キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和8年度中の対応の誓約で可。	加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の介護職員分の加算率を上乗せ

注1）新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。
※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2）令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
ア）訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。
イ）施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ）社会福祉連携推進法人に所属していること。

～介護職員等処遇改善加算～ 『説明会』のご案内

日 時	令和8年7月15日(水) 13:00～15:30	令和8年8月6日(木) 13:00～15:30
会 場	白石町総合センター 2階 研修室 (杵島郡白石町大字福田3535-1)	サンメッセ鳥栖 3階 大研修室2 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講 師	社会保険労務士法人いすみ 特定社員 副島 泉 氏 特定社会保険労務士・当センター雇用管理コンサルタント 	社会保険労務士法人九州人事労務オフィス 代表社員 野田 英紀 氏 社会保険労務士・当センター雇用管理コンサルタント 
定 員 (各会場)	・研修会 会場受講 30名 先着順の受付。但し希望者多数の場合は1事業所当たりの受講者人数を制限させていただく場合がございますので、ご了承ください。	
内 容	○ 介護職員等処遇改善加算の基本的理解 ○ 加算取得によるメリット・加算の内容・取得に必要な手続き ○ 加算の各要件を満たすためのポイント(月額賃金改善要件・キャリアパス要件・職場環境等要件・特例要件) ○ 就業規則及び給与規定に関する整備や職員への周知について ○ 近年、加算を取得した事業所の好事例等 など	
実施方法 等	○ 会場受講 と 録画配信 を選べます ★録画配信は白石会場での講義を録画したものを‘後日’You Tubeで配信します★ 感染症等が気になる方、会場での受講が難しい方は、録画配信での受講をお申込みください。 視聴に必要なURL、資料等は、お申込み時にいただいたE-mailにお送りいたします。	
受講料	説明会(会場受講、配信受講とも)すべて 無料!	
申込方法	裏面「申込書」に記入のうえFAXでお申し込みください。当センターホームページ・QRコードからもお申込みできます。	

- ・ご来場前に、検温など体調管理のご協力をお願いいたします。
- ・発熱、咳などの症状がある場合は、体調を最優先していただき、受講を控えていただきますようお願いいたします。録画配信への変更が可能です。
- ・ご来場の際は、感染症予防対策へのご協力をお願いいたします。

【お申し込み・お問い合わせ先】
(公財)介護労働安定センター 佐賀支部
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8F
TEL:0952-28-0326 / FAX:0952-28-0328



～ 介護職員等処遇改善加算

を取得してみませんか？～

専門的な相談員（社会保険労務士等）が、**介護職員等処遇改善加算**を取得するための要件等に関する相談について、分かりやすくアドバイスします。

○ 相談できること

*相談内容や事業所の要望に応じて、相談員の派遣又はオンラインによる相談を行い、以下のような加算の取得に必要な支援を行います。

1. 就業規則及び給与規定の整備の具体的手順や規定の内容に係る助言
2. 加算要件を満たすための助言
〈 **月額賃金改善要件**、**キャリアパス要件**、**職場環境等要件** 〉
3. 処遇改善計画書の作成支援等
4. その他、取得促進につながる支援

○ 相談は **無料** です。

= 対象の事業所 = 佐賀県内の介護保険サービス事業所。

○ 申込方法

～申込方法は2通りあります～

- ① FAXによるお申し込み ～裏面申込書に記入のうえ、下記番号あてFAXしてください～

宛先：（公財）介護労働安定センター 佐賀支部
FAX番号：0952-28-0328

- ② Webでのお申し込み ～下記記事名からお申し込みください～

記事名：介護職員等処遇改善加算取得個別相談申込
URL：<https://www.kaigo-center.or.jp/Shibu/saga/>

この事業は、（公財）介護労働安定センター 佐賀支部が佐賀県から委託を受けて実施するものです。

【お申し込み・お問い合わせ先】
（公財）介護労働安定センター 佐賀支部
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8F
TEL:0952-28-0326 / FAX:0952-28-0328



7 情報公表制度について

情報公表制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

【利用者】より適切な事業者を選択することが必要

→ 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

→ 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、努力が報われない)

介護サービス情報の公表制度



- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

情報公表制度の仕組み

(情報の内容の確認)

事業所の情報は、都道府県がインターネットで公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①都道府県が毎年定める計画に従って、年1回、介護報酬収入年額100万円を超える事業所は、直近の事業所情報を都道府県に報告。
- ②都道府県は、公表されている情報の正確さを確保するため、指針に基づき、情報の内容について、事実の有無を客観的に調査し、確認。
- ③都道府県は、国で一元管理している情報公表サーバーを使って情報を掲載。

公表までのフロー図



※公表及び調査にかかる費用について地方自治法に基づき、都道府県は事業所から手数料を徴収することが可能

情報公表される内容

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他（従業者の研修の状況等）

※ その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるように「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

※ 令和6年度の報酬改定により、重要事項をウェブサイトに掲載する必要がある。（令和7年4月1日より適用）

介護サービス情報公表の定期報告（スケジュール）

報告可能になりましたら、対象事業所に通知します。

通知を受け取った事業所は、介護サービス情報の報告（介護保険法第115条の35第1項）について、下記によりログインし、入力をお願いします。

- 報告方法：介護サービス情報報告システム
（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/41/>）にアクセスし、事業所番号（ID）、パスワード、サービスを記入の上、ログインし、入力を行ってください。
- 報告期限：未定（通知から1カ月程度）《期限厳守》
- 報告の種類：基本情報（最新情報）、運営情報（R7年度の情報）

※令和6年度から財務諸表の添付が義務化されています。

※介護サービス情報報告システムの操作マニュアルは、県ホームページ（ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 施設・団体 > 令和8年度佐賀県介護サービス情報の公表について）に掲載しています。参照のうえ報告を行ってください。

※当該ホームページには報告事項及び記載要領もサービス毎に掲載（8月頃更新予定）します。

※事業所番号（ID）・パスワードが不明な場合は、事業所番号とサービス名を記入の上、県長寿社会課（kaigohoken@pref.saga.lg.jp）までメールでお問い合わせください。なお、ログイン後に必要な法人番号は国税庁HPで確認できます。（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）

8 経営情報の報告の義務化について

1 制度の概要

介護サービス事業者経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が、令和 6 年(2024 年)4 月から創設されました。

制度の創設に伴い、介護サービス事業者は、経営情報等を都道府県に報告することが義務付けられました(介護保険法第 115 条の 44 の 2)。

○制度についての佐賀県 HP(介護サービス事業者経営情報の報告について)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003110972/index.html>

2 報告方法

報告は厚生労働省の「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を使用して行います。
システムへのログインには、G ビス ID のアカウント取得が必要です。

○厚生労働省 HP(介護サービス事業者経営情報データベースシステム)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

3 報告時期

介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3 月以内に行う必要がありますが、現在、システム改修のため、報告受付が停止されていますので、再開された場合はお知らせします。(再開時期は未定)

<例>

会計年度 令和 6 年 2 月～令和 7 年 1 月 ⇒ 報告期限 令和 7 年 4 月 30 日

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 ⇒ 報告期限 令和 7 年 6 月 30 日

介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

1.【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。

介護サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) - など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和7年3月まで

2.【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者
に介護サービス情報の報告を求めるものです。

今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の
皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ フロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

裏面もご確認ください

制度に関するQ&A

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

経営情報DB

情報公表制度

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。
ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。
※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

経営情報DB

情報公表制度

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。
なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

経営情報DB

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。
https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html



Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

経営情報DB

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

Q5

財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

情報公表制度

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

9 介護費減算の猶予措置について

令和8年6月より「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」が適用となります。

通所・多機能・入所・居住系サービスについて、適切なサービスの提供を確保するため、介護職員・看護職員・ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費の減算(原則 3 割減算)を行います。が、**突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情**が生じ、人員欠如が発生した場合、**ハローワークの活用等により職員の確保に係る取り組みを行っている事業所・施設について、1年に1回限り、3か月を超えない期間**は介護給付費の減算が猶予されます。

※ただし、必要な人員が1割の範囲内で減少した場合に限る



【突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情】

- ・ 職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合
- ・ 職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

[介護保険最新情報 vol.1502\(「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について）及び当該通知の発出に伴うQ&Aの発出について](#)（令和8年5月8日厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）

10 熱中症の予防について

高齢者は、体温調節機能が加齢により低下し、暑さに対する抵抗力が低下しています。また、のどの渇きを感じにくくなるため、特に注意が必要です。のどの渇きで水分喪失の程度などを判断せず、特にこまめに水分を摂ることが必要です。

下記サイトの情報等を活用のうえ、熱中症予防に努めてください。

<関連リンク>

- ・佐賀県 HP > 分類から探す > 健康・福祉 > 健康づくり
> 熱中症情報 【<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347065/index.html>】
- ・環境省熱中症予防情報サイト 【<https://www.wbgt.env.go.jp/>】
- ・厚生労働省 HP 熱中症関連情報
【https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/prevent.html】

環境省による熱中症予防情報サイト(熱中症特別警戒アラート)

- ・環境省による暑さ指数、熱中症警戒アラートのメール配信サービス(無料)
【<https://www.wbgt.env.go.jp/>】

- ・佐賀県の「防災ネットあんあん」の登録
【<https://esam.jp/>】

- ・高齢者のための熱中症対策
【https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/heatillness_leaflet_senior_2022.pdf】

- ・学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報
【<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>】

- ・熱中症の予防についてのリーフレット(厚生労働省)
【https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph01】
(日本語、英語、中国語(繁体字)、中国語(簡体字)、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語)

- ・「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」について
【<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>】

- ・災害時の熱中症予防
【https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/nettyuu-saigaiji.pdf】

11 レジオネラ症対策について

レジオネラ症は、入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備等において、適切な衛生管理を継続することにより予防が可能な感染症であり、厚生労働省の指針等においても、高齢者等が多く利用する社会福祉施設等では、入浴設備等の衛生管理を徹底することが必要とされています。

レジオネラ症の発生を予防する対策の基本は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況をできるだけなくし、これを含むエアロゾルの飛散を抑制する措置を講ずることとされています。社会福祉施設においては、入浴設備、空気調和設備の冷却塔、給湯設備、加湿器等における衛生上の措置を徹底して講ずることが必要とされています。

感染予防の観点から、日頃、実施されている設備管理等の再確認について、県からも「レジオネラ症を予防するための設備における衛生上の措置について（令和 8 年（2026 年）5 月 1 日付け長寿第 453 号）」により各事業者の皆様にご依頼しております。

つきましては、日頃、実施されている設備の管理等について、改め点検・確認するとともに、下記サイトの情報や指針を活用し、予防対策に一層努めていただくようお願いいたします。

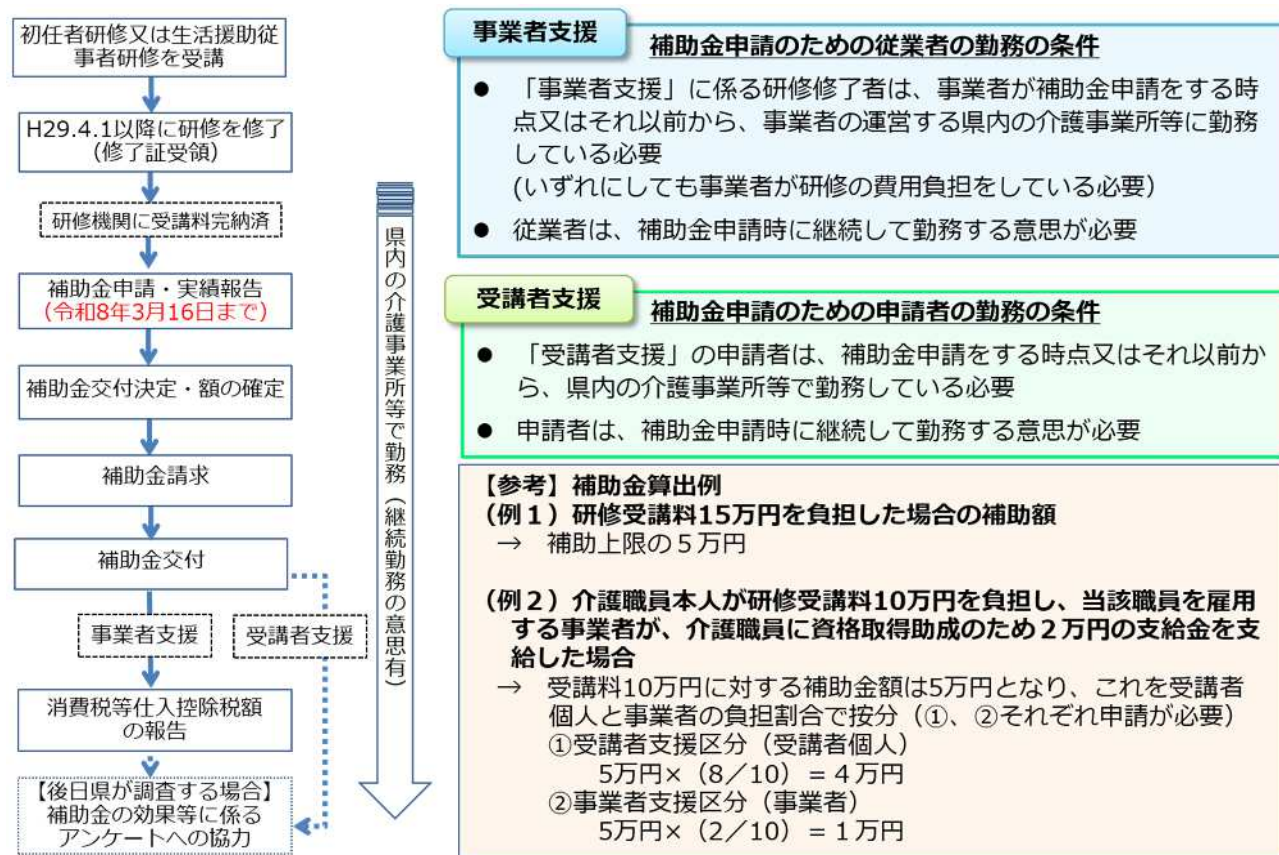
・厚生労働省 HP レジオネラ症関連情報

【<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>】

・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針

【<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001401928.pdf>】

12 介護員養成研修受講補助について



1. 補助対象及び条件

以下の区分で個人と介護事業者が補助対象になります。なお、いずれも研修受講料について、国や他の地方公共団体による助成や補助等を受けていないことが必要です。

① 個人（「受講者支援」区分）

H29.4.1以降に介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了した者で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

- （ア） 研修受講料を負担した者であること。
- （イ） 補助金の交付申請時点で県内の介護事業所等において介護職員として勤務し、引き続き勤務する意思があること。

② 介護事業者（「事業者支援」区分）

介護事業所等を運営する法人（介護事業者等）で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

- （ア） 介護事業者等が研修受講料を負担したこと（研修受講料を負担した従業員等に対し、介護事業者等が支給金を支払った場合を含む。）。
- （イ） 介護事業者等が運営する県内の介護事業所等で介護職員として勤務している者又は勤務予定の者が、H29.4.1以降に介護職員初任者研修を修了し、介護事業者等が補助金の交付申請を行う時点で、当該介護事業者等が運営する県内の介護事業所等に勤務しており、引き続き勤務する意思があること。

2. 対象経費 研修受講料（必須教材費は含む。補講料、追試受験料等は除く。）

3. 補助内容 補助率 1/2（補助上限額（50,000 円/人））

（介護事業者が従業員に支給金を支給した場合、介護事業者と従業員個人の負担割合で補助金を按分）

4. 申請期限 令和9年3月15日（県が定める様式に必要な添付書類を添えて長寿社会課に申請）

佐賀県ホームページ【<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00388781/index.html>】

13 カスタマーハラスメント等対策の義務化について

■ カスタマーハラスメント対策の義務化

労働施策総合推進法の改正に伴い、令和 8 年10月から、カスタマーハラスメントの防止措置を講じることが事業主の義務となります。

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 顧客等の言動であって、
 - ② その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。

※ 電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

※ 顧客等からの苦情の全てがカスタマーハラスメントに該当するわけではありません。

○ カスタマーハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置(義務)

事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ② カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する

相談体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥ 被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
- ⑦ 再発防止に向けた措置を講ずる

対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメント抑止のための措置

- ⑧ 特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

その他併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩ 相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

○ 事業主・労働者の責務

【事業主の責務】

- カスタマーハラスメントを行ってはならないことその他カスタマーハラスメントに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めること
- 労働者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をすること
- 事業主自身がカスタマーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

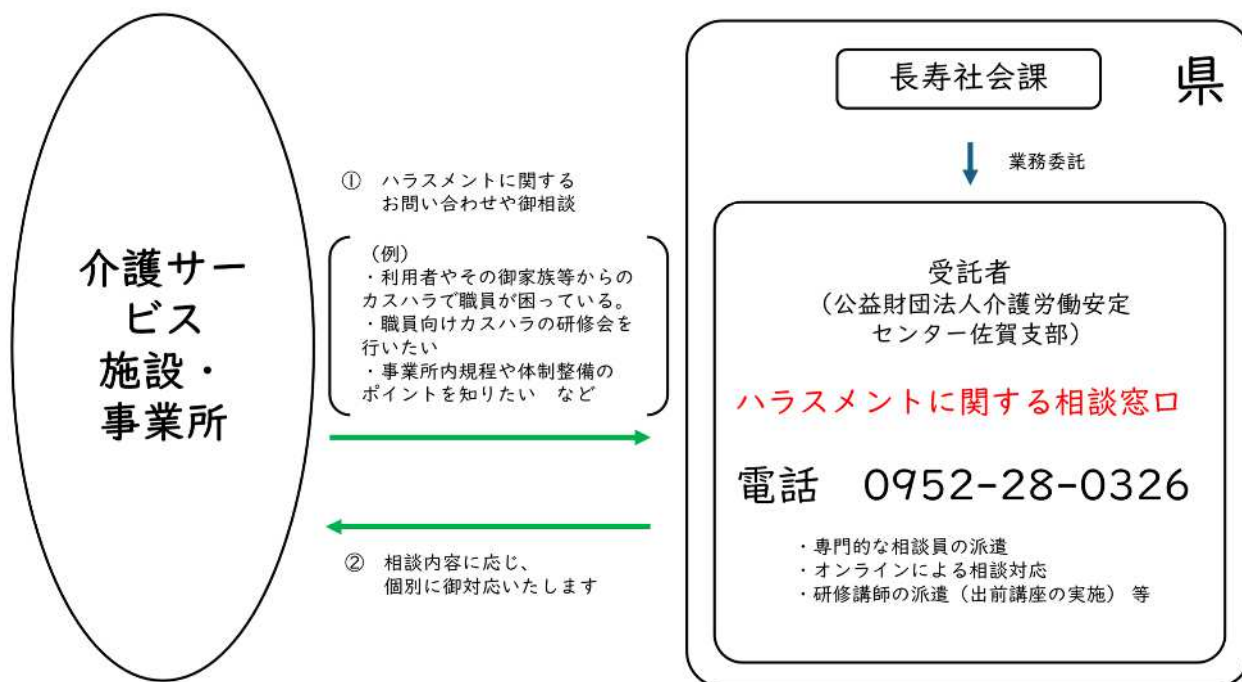
- カスタマーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

○ カスタマーハラスメント等対策のための事業

佐賀県では介護現場の職員が働きやすい職場環境づくりを支援し、介護人材の確保につなげることを目的とした事業を実施します。

本事業は、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談内容に応じ個別に「必要な知識及び経験を有する相談員の派遣」、「オンラインによる相談対応」、「研修講師の派遣」、「出前講座の実施」等を行い、介護現場の職員の皆様が働きやすい職場環境づくりを支援するものです。

介護現場におけるカスタマーハラスメント等対策事業



※ 本事業では、カスハラに関する研修会、カスハラ義務化に関する説明会も予定しています。準備ができ次第、御案内予定です。

■ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化

男女雇用機会均等法の改正に伴い、令和 8 年10月から、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置を講じることが事業主の義務となります。

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

○ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置(義務)

- ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談体制の整備
- ③ 事後の迅速かつ適切な対応
- ④ そのほか併せて講ずべき措置
 - ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知
 - ・労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発

介護現場における カスタマーハラスメント等対策の 研修会&相談会

職場内や利用者からのハラスメントは、人材が流出したり円滑なサービス提供が難しくなる原因にもなります。

また令和8年10月からは事業主がカスタマーハラスメント対策を行うことが義務化されます。職員が安心・安全に働ける職場環境づくりのため、研修や相談会に参加しませんか？

内容	○ ハラスメント対策に関わる労働関係法令等の解説 ○ ハラスメント対策に取り組むことの重要性と期待される効果 ○ 事業所内へのハラスメント対策の導入方法や規定の整備 ○ 取り組みを実施している好事例の紹介 など
講師	○ 野田 英 氏 (社会保険労務士、当センター雇用管理コンサルタント) 社会保険労務士法人 九州人事労務オフィス 代表社員 
定 員 (各会場)	○ 【研修会】 会場受講 50名 ・ 【相談会】 事前の申込みが必要です 先着順の受付。但し希望者多数の場合は1事業所当たりの受講者人数を制限させていただきます いただく場合がございますので、ご了承ください。

	(開催日)	(時 間)	(場 所)
A	令和8年 7月10日 (金)	研修会 13:00~15:30 相談会 15:45~	高齢者ふれあい会館「りふれ」2階 研修室 (唐津市ニタ子3-155-4)
B	令和8年 8月19日 (水)	研修会 13:30~16:00 相談会 16:15~	サンメッセ鳥栖 3階大会議2 (鳥栖市本鳥栖町1918)
C	令和8年10月21日 (水)	研修会 13:30~16:00	メートプラザ佐賀 2階大会議室 (佐賀市兵庫北3-8-40)
	☆Cでは、10月から義務化されるポイントを詳しく説明します！ ・ カスハラ対策に関する制度改正の概要 ・ 事業主に求められる対応義務および留意点・想定事例 ・ 事業所内の規程や体制整備のポイント など		

実施方法	⑤ 説明会は、会場受講 と 録画配信 を選べます ★録画配信は講義(A)を録画したものを「後日」You Tubeで配信します★ 相談会では社会保険労務士がハラスメントに関する相談に分かりやすくアドバイスします。 ・ 相談会の順番は申込みの受付順となりますので、お待ちいただく時間が発生します。 ・ 説明会のみ、相談会のみのご出席も可能です。
受講料	説明会(会場受講、配信受講とも)、相談会 すべて 無料!

会場での受講を希望される方へお願い

- ・ ご来場前に、検温など体調管理のご協力をお願いいたします。
- ・ 発熱、咳などの症状がある場合は、体調を最優先していただき、受講を控えていただきますようお願いいたします。
録画配信への変更が可能です。
- ・ ご来場の際は、感染症予防対策へのご協力をお願いいたします。



【お申し込み・お問い合わせ先】
(公財)介護労働安定センター 佐賀支部
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8F
TEL:0952-28-0326 / FAX:0952-28-0328



介護現場における カスタマーハラスメント等対策 個別相談のご案内

専門的な相談員（社会保険労務士や弁護士等）が、**カスタマーハラスメント等の対策**に関する相談について、分かりやすく**アドバイス**します。

○ 相談できること

- 相談内容や事業所の要望に応じて、相談員の派遣又はオンラインによる相談を行い、想定されるハラスメントなどの対策に必要な支援・相談を行います。

1. カスタマーハラスメントへの対応に係る助言
2. 防止するための方法やマニュアル等の規程に関する助言
3. 安心して働くことのできる職場環境づくりに係る助言
4. 職員向け職場内講習の実施
5. その他、事業所等のハラスメント全般に関する困りごとに係る助言

○ 相談は **無料** です。

= 対象の事業所 = 佐賀県内の介護保険サービス事業所。

○ 申込方法

～申込方法は2通りあります～

- ① F A Xによるお申し込み～裏面申込書に記入のうえ、下記番号あてF A Xしてください～

宛先：（公財）介護労働安定センター 佐賀支部

F A X番号：0952-28-0328

- ② W e bでのお申し込み～下記記事名からお申し込みください～

記事名：介護現場におけるカスタマーハラスメント等対策個別相談申込

U R L：https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/saga/

この事業は、（公財）介護労働安定センター 佐賀支部が佐賀県から委託を受けて実施するものです。

【お申し込み・お問い合わせ先】

（公財）介護労働安定センター 佐賀支部

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8F

TEL:0952-28-0326 / FAX:0952-28-0328



14 介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について

埼玉県川口市において、介護支援専門員が利用者宅で危害を加えられ、死亡する事件が発生しました。

このような事件を未然に防ぎ、介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保を図るためにもカスタマーハラスメントの防止の取組が重要ですので、積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、措置を講じるに当たっては、厚生労働省が公表している「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や管理者職員向けの研修用の手引き、介護現場におけるハラスメント事例集も参考にしてください。

(厚生労働省 HP:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

15 佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」について

佐賀の介護に携わる方のリアルな声を届け、介護という仕事に魅力を感じてもらうことを目的として、佐賀の介護と出会えるサイト「さがケア」を運営しています。

本サイトには、県内介護事業所の情報、求人情報、就職・就労のサポート情報等を掲載しています。

○「さがケア」の概要・特徴

- ・キャリアパス制度や人材育成の仕組みを設けているなど、一定の基準をクリアした介護事業所の情報・求人情報を掲載
- ・介護事業所の理念、価値観や歴史などを深掘りして伝えるインタビュー記事
- ・働く仲間や職場の様子が分かりやすい、豊富な写真や映像
- ・地域・条件から、自分の希望に合った介護事業所が見つかる検索ページ
- ・佐賀の介護を盛り上げる、個性あふれる介護職員等のインタビュー記事
- ・これから介護を学ぶ学生に向けた就学サポートページ
- ・初めて介護の仕事に就く方に向けたキャリアサポートページ



さがケアのWebサイトはこちら



《URL》 <https://saganokaigo.jp/>

さがケア

検索

(参考)

○ウェブサイトへ掲載できる事業所

安定的な雇用を確保していく観点から、キャリアパス制度や人材育成の仕組みを設けているなど、一定の基準をクリアした事業所が掲載できます。

具体的には、以下の要件を全て満たしている事業所が掲載できます。

- ・介護職員処遇改善加算の「新加算Ⅰ、ⅡまたはⅢ」を取得している(※)
- ・職員の休業制度(育児休業・介護休業制度)を有している
- ・新規採用者の育成制度(育成計画の作成や研修の実施等)を有している

※ 介護職員処遇改善加算の非対象サービスの事業所である場合は、新加算Ⅲの取得要件であるキャリアパス要件を満たしていること。

○掲載申し込み

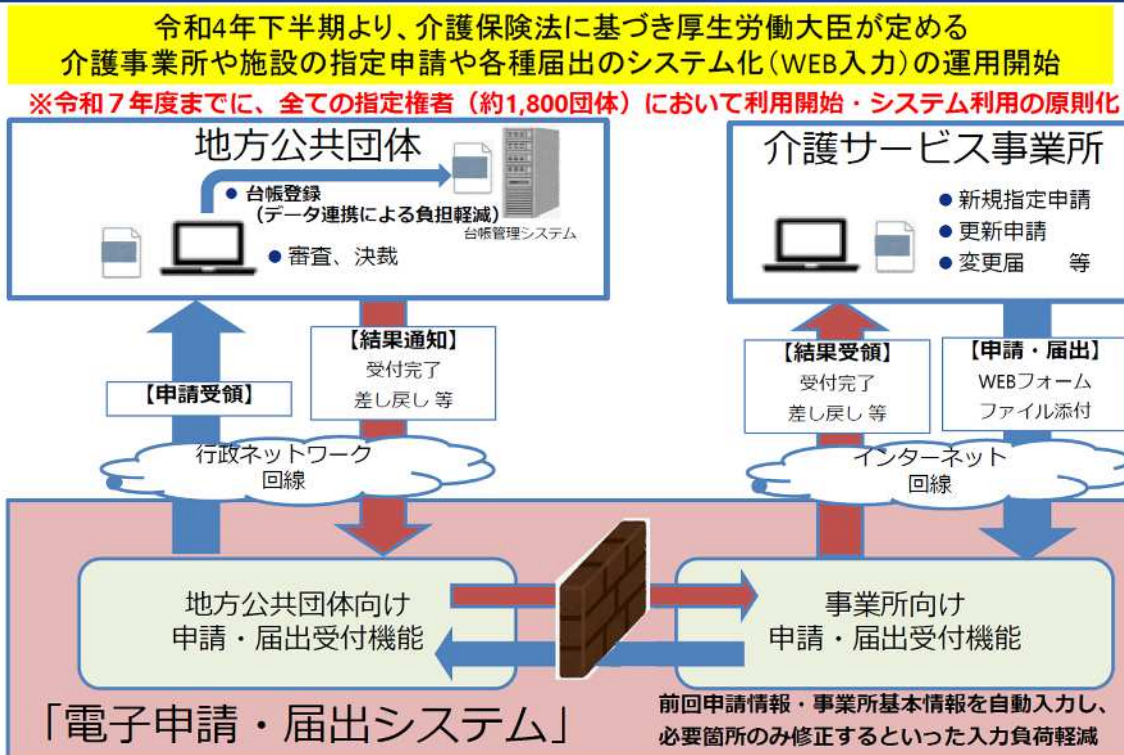
サイトURL【<https://saganokaigo.jp/registration>】から、申し込みを行ってください。

16 電子申請・届出システムについて

厚生労働省において、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、オンラインによる申請が可能な「電子申請届出システム」が運用されています。

佐賀県においても令和6年10月から電子申請届出システムを運用しています。

電子申請・届出システムについて



3

17 気象庁からのご案内

令和8年5月 29 日から気象の警報などが大きく変わります

18 佐賀労働基準監督署からのご案内

佐賀労働基準監督署

本日は次ページ以降に添付している資料 1 ～ 4 を使用します。

- 1 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント（資料 1、資料 2）
- 2 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（資料 3）
- 3 社会福祉・介護事業の現場における労働災害事例と防止対策（資料 4）

その他の資料は佐賀県ホームページに掲載しておりますので参考としてください。



職場環境の改善、高年齢労働者の健康づくりの促進

【上記内容に関するお問合せ先】

佐賀労働基準監督署 ☎0952-32-7133

ワークルールを理解して安心して働ける職場づくりを進めましょう！

労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

